

**速報！  
市民満足度調査・集計結果**

利用してますか？国民健康保険高額療養費制度・・・P4～5  
市職員・消防職員を募集します・・・P8  
『特別警報』が始まります・・・P11  
花火大会のお知らせ・・・P18



＜表紙＞大分県は全国1位のホトケノゴマの産地で、主に東京・大阪へ向けて出荷されています。ホトケノゴマはお盆の時期に先祖の霊を迎えるための精霊棚や仏花として飾られます。(7月3日、小屋健一さんの作業場/野原)



杵築市の良好な景観を守り育てるために・・・

**杵築市景観計画に基づく  
新しい届出制度が始まります！**

杵築市では、良好な景観を守り育てるため、景観法に基づく「杵築市景観計画」を策定し、平成25年4月1日から「杵築市景観条例」が施行されました。

平成25年10月1日以降、市内において一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設、その他開発行為等を行うとする場合は、**30日前までに届出が必要**となります。

**■届出が必要な区域**

届出が必要な区域(景観計画区域)は、市全域(地先公有水面を含む)です。

**■届出が必要な行為と対象規模**

対象となる行為		規模	
建築物	○新築・増築・改築・移転 ○外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/2以上のもの	○高さ10m超のもの、又は延べ面積500㎡超のもの	
		a. 擁壁など	○高さ5m超のもの
工作物	○新築・増築・改築・移転 ○外観を変更する修繕・模様替・色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の1/2以上のもの	b. 塔状工作物	○高さ10m超のもの
		c. 遊戯施設 d. 製造施設・貯蔵施設・処理施設など	
開発行為、土石類の採取、宅地の造成その他の土地の地質の変更		○面積1,000㎡を超え、かつ、のりの高さ2mを超えるもの	
木竹の伐採		○行為に係る土地の面積の合計が500㎡を超えるもの	
屋外における土砂、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵		○面積1,000㎡を超え、かつ、のりの高さ2mを超え、かつ、集積等の期間90日を超えるもの	
外観照明の新設・改設		○届出対象となる建築物・工作物の外観に設置する照明	

※都市計画法に基づく「地区計画」が定められている「城下町地区」においては、建築物の建築等、工作物の新設等、外観照明の新設等については、地区計画の基準が適用されるため、景観法に基づく届出等の適用は除外されます。

※上記の他にも届出の適用除外となる行為があります。詳しくは市までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 杵築市役所建設課 (☎0978-62-3131)

経費節減のため、パンチ穴を開けておりません。皆様には、お手数をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。